

『水銀が含まれるごみ』 の出し方にご注意ください

平成25年10月に水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指す「水俣条約」が採択され、その条約を踏まえた国内対策として、水銀使用製品の適正な回収のため国、自治体、事業者に対して努力義務が課せられました（「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」）。

現在、阿武町では『水銀が含まれるごみ』については、すべて“燃やせないごみ”として収集し、手作業で分別、処理しています。

今後、さらに“燃やせるごみ”に『水銀が含まれるごみ』が混ざらないよう適正な分別・排出をお願いします。

水銀を含むごみの例・・・“燃やせないごみ”で出してください。

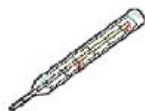
蛍光灯



電球型蛍光管



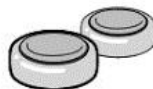
水銀体温計



水銀血圧計



ボタン型電池 等



※体温計や電池類等、小さい物や割れて水銀が出やすい物は、透明のビニール袋等に入れ、“燃やせないごみ”の袋に入れて出してください。

※おもちゃ、ぬいぐるみ、歩数計、タイマー等、“燃やせるごみ”で出している中に電池類が入っているものがあります。電池は必ず抜き取るか、抜き取れない場合は“燃やせないごみ”で出してください。

◆問い合わせ先◆ ご不明な点は下記までご連絡ください。

阿武町役場民生課 環境保健係 2-3113